

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成21年度採択プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 対人援助職の倫理的・法的対応力の育成  
 機 関 名 : 静岡大学  
 主たる研究科・専攻等 : 人文社会科学研究科・臨床人間科学専攻  
 取 組 代 表 者 名 : 松田 純  
 キ ー ワ ー ド : 哲学・倫理学, 臨床心理学, 社会学, 社会福祉学

### I. 研究科・専攻の概要・目的

人文社会科学研究科（修士課程）は、高度職業人の養成を基本目的として、臨床人間科学、比較地域文化、経済の3専攻を設置している。本プログラムを実施した臨床人間科学専攻は、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的として、平成15年に設置された。心理臨床家を養成する臨床心理学コース（日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院）と、保健・医療・福祉・教育・NPOなどの分野の専門職のリカレント教育を中心とするヒューマン・ケア学コースの2コースから出発し、現在までに70余名の臨床心理士を輩出するとともに、専門職のキャリアアップの場を提供してきた。平成19年には、調査能力に優れ社会の実態や人々の思いを適切に捉えた上で共生社会実現のために活動できる人材の育成を目指して、共生社会学コースを増設し、同時に専攻全体に、調査リテラシー向上のための教育基盤を築いてきた。現在、学生定員11名、教員14名である。

本専攻はとりわけ対人援助専門職に不可欠な倫理的・法的対応力を身につける教育を重視して取り組んできた。特筆すべき点は、本専攻と法務研究科（法科大学院）・人文学部法学科の教員が担当する総合講義「対人援助の倫理と法」を新設したことである。本講義では、法学者を含む学際的態勢で、具体的なケース検討などの教育実践を通じて、学生がみずからの頭で考え、多職種との連携のなかで問題解決にあたる訓練を重ねてきた。こうした教育実践の成果として、大学院教育や生涯研修などの教科書『ケースブック 心理臨床の倫理と法』を21年度に、『薬剤師のモラルディレンマ』を22年度に公刊した。

こうした成果の上に、より高度な臨床実践力を身につけるとともに、調査をふまえた研究能力と問題解決能力を高めて、倫理的・法的対応力を向上させる教育の必要性が認識されるにいたった。

### II. 教育プログラムの目的・特色

#### 1. 対人援助専門職として必要不可欠な倫理的・法的対応力の向上

対人援助職には専門的知識と技能が必要とされるが、かかる専門性は幅広い人間性と深い人間理解に裏打ちされなければならない。専門的能力と広く深い人間理解を基盤に、対人援助の現場で遭遇するさまざまな倫理的・法的諸問題に適切に対応できる力を養う。

#### 2. 実証的研究能力を基盤にした総合的な実践的能力の向上

多様な倫理的・法的諸問題をはらむ対人援助の現場において、単に情緒的な対応をすることはきわめて危険である。冷静に事態を分析して、適切な対応策を提起できる広い意味での政策能力が求められる。そのための実証的研究能力の涵養に取り組む。

#### 3. 多文化共生社会の実現に貢献できる力を養う

多文化共生社会をめざす営みのなかで、医療・福祉・教育などの分野で、外国人への対人ケアの重要性は増している。また、介護分野の人手不足にともなう外国人ヘルパーの導入は、対人ケア分野の「開国」に匹敵する。技術や経済分野におけるグローバル化とは異なり、言語や感情、文化や宗教

が絡んだ複雑な倫理的・法的問題も生じ、比較文化論的な考察をふまえた対応が現場で求められている。ケアのグローバル化という新たな状況のなかで、倫理的・法的対応にも多文化共生の視点が求められるてくる。

静岡県は在住外国人が多い地域であるため、地域で活動する対人援助職にとってこの視点は重要である。比較文化論的な知識と実証的な調査能力を駆使することで現場の多文化共生的実態を的確に把握し、講義と実習の有機的な連携で鍛えた倫理的・法的な対応力を用い、グローバル化する地域社会の対人ケア分野で改善策を説得的に提案できる指導的専門職を養成する。

これらの目的を達成する上で、本専攻の構成の特徴から、コースによって異なる対応も求められる。

臨床心理学コースでは、ほとんどの学生が学部卒業後まもなく入学してくる。社会人の入学者もいるが、その多くも心理臨床を初めて学ぶ。このコースでは、独立した心理臨床家となるための実践的な教育が求められる。

ヒューマン・ケア学コースでは、ほとんどの学生が社会人学生であり、看護師、管理栄養士、言語聴覚士、音楽療法士、介護福祉施設長、医療・福祉系大学教員、看護教員など多様な対人援助職として勤務しながら、本専攻で学ぶ。本専攻では、例えば看護の専門技法などを教育することはできない。それはすでに看護学部等で修得し、また日々の臨床実践のなかで研鑽を積んでいる。こうした社会人学生には、臨床現場で十分に学ぶ機会が少ない倫理的・法的・社会的あるいは人間学的な面を中心に、単なる専門技法だけではなく、幅広い人間理解と倫理的・法的な見識を身につけた対人援助職に成長するような教育研究を重視している。

共生社会学コースでは、学部卒業者、社会人、留学生の入学者が混在している。ここでは全体として、実証的な調査研究能力を身につけ、高度な政策的判断もできるような専門職の育成をめざしている。修了生が、さまざまな組織の意思決定・政策判断に社会調査を応用できるよう、教育研究を行っている。

本プログラムは、組織的な大学院教育改革推進プログラムのなかでも、**専門職の倫理**を主題にして取り組んだ全国で唯一の試みであり、大学院教育の未開拓分野へのチャレンジであり、その点に獨創性がある。

### Ⅲ. 教育プログラムの実施計画の概要

#### ① 倫理的・法的対応力を一層向上させる

- ・ 1年次総合講義「臨床人間科学」（前期）において臨床に関わる倫理と法の基本を学び、「対人援助の倫理と法」（後期）において具体的なケースの検討という展開に改革する。このなかで、現場専門職の指導助言の機会と法学教育の割合を高める。

#### ② 現場で通じる臨床実践力を強化する

- ・ 新設2科目（臨床人間科学学外実習Ⅰ及びⅡ）で事前事後指導を徹底し、内容充実を図る。
- ・ こころの相談室での学内実習に経験豊かな心理臨床家によるスーパービジョンを導入し、専門的で綿密な指導機会を提供することで、多様で複雑化する相談ニーズに対応可能な力を養う。
- ・ テーマに関連する現場の専門家を招聘し、ケア現場の実情とそこでの対応についての理解を深める。
- ・ 学外実習先とも提携して、教育効果をあげるためのFDを強化し、教育成果を検証する。
- ・ 学生の学外実習・研修、学会発表を指導面・経済面から支援する。

#### ③ 多文化共生社会の実現に貢献できる力を養う

- ・ 総合講義「臨床人間科学」、「対人援助の倫理と法」で、学際的視点から人間性への理解を深めるとともに、異なる文化的背景をもつ人々が住む地域社会での文化的葛藤にも適切に対応できる力を養う。
- ・ 多文化共生臨床実習（臨床人間科学学外実習Ⅲ）を新設し、地域社会におけるケアの多文化化について学ぶ。

④ 実証的研究能力の向上を図る

- ・ EBM(Evidence-based Medicine)が強調されるなか、数値的エビデンスと統計的平均を志向するあまり、マジョリティー対応に傾くおそれがある。多文化共生社会においては、異文化やジェンダーやマイノリティーに対してセンシティブな倫理的対応が求められる。こうしたバランス感覚を養うために、量的調査のみならず、質的調査を行うことのできる能力を身に付ける。
- ・ 新設の4調査科目（質的分析演習、質的調査演習、量的調査演習、計量分析演習）において調査能力を向上させ、その教育成果を、現場の専門家を招聘した公開授業報告会で検証していく。
- ・ 学生が地域社会と協働して課題に取り組むケースワークを支援することで、自立的な研究遂行能力を育てる。

⑤ 複数指導体制を実質化させるために、正副指導教員が定期的に学生の研究状況を検討する制度を構築する。

⑥ 修論審査

- ・ 修士学位論文を厳正に評価審査するため、指導教員（主査）及び副指導教員（副査）に他分野からの教員1名以上を加え、3名以上で口頭試問を行い、合議により可否を判定し、研究科委員会で最終了承を得る。
- ・ 修士論文の口頭試問を公開で行い、情報を公開することで、公正さを確保する。
- ・ 詳細な修士論文要旨を発行し学内外に公表する。

⑦ 成績評価

- ・ 授業の成績評価の項目を明確化し、これに照らして評価し、より客観性を高める。

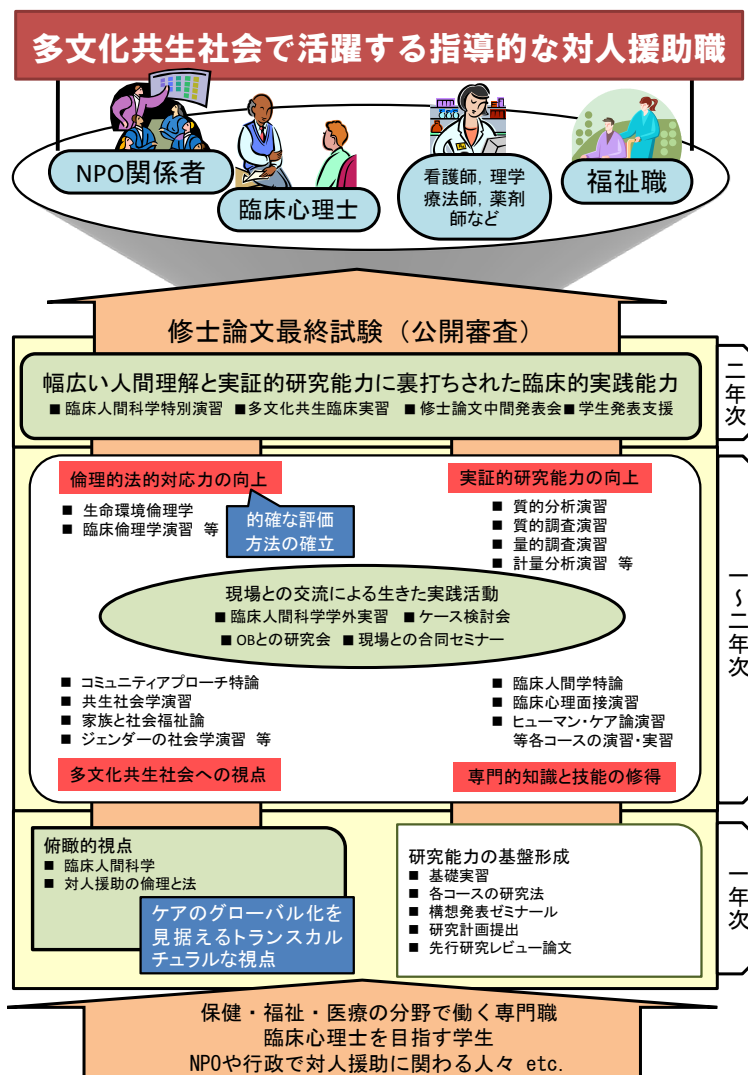


図1 本専攻の教育の概念図

#### IV. 教育プログラムの実施結果

##### 1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

##### ① 対人援助専門職に求められる倫理的・法的対応力の向上

1年次に全員が履修する総合講義「臨床人間科学」(前期)と「対人援助の倫理と法」(後期)を中心的な場として、本課題に取り組んだ。

「臨床人間科学」では、本専攻での学びの始まりにあたって、臨床人間科学の研究理念、などの講義に続いて、法学系教員(民法、刑法、医事法、社会保障法、少年法、法社会学)が法学の基礎知識とともに、対人援助職に関わりの深い法の具体的内容に焦点を当てて講義した。また、各分野の専門家を外部講師として招聘し(21年度12回、22年度9回、23年度7回)、対人援助の全体状況を広い視野からとらえなおすとともに、各専門領域の現場状況ならびに具体的な対応について認識を深めるよう努めた。

「対人援助の倫理と法」では、具体的な事例をもとに、学生みずからがディスカッションするワークショップ型の教育を展開してきた。

表1 検討した事例

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ スクールカウンセリングの倫理と法:</li> <li>◇ 母親へのカルテ開示と説明責任</li> <li>◇ 担任への情報開示をめぐって</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ そう状態で逮捕されたクライアントへの対応</li> <li>◇ 覚醒剤使用の疑いがあるクライアントとの関係</li> <li>◇ リハビリテーションの倫理</li> <li>◇ 多重関係:クライアントとの恋愛関係、友人からの援助依頼をめぐって</li> <li>◇ 守秘義務とカルテ開示</li> <li>◇ 虐待の通報:小学生のあざ、中学生性的虐待,</li> <li>◇ 性的虐待,</li> <li>◇ 犯罪被害者への支援と希死願望への対応</li> </ul>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 終末期患者への援助:尊厳死を希望する患者への対応</li> <li>◇ センシティブ情報の扱い:産業カウンセラーのディレンマ</li> <li>◇ 生殖をめぐる葛藤:羊水検査を受けるかどうか</li> <li>◇ 研究倫理:事例発表についての承諾</li> </ul>

##### 教育効果の検証

こうした教育のなかで実際に倫理的・法的問題へ対応力が身に付いたかを検証するため、学期末の3回の授業時間に4事例(家庭児童相談担当者から、怠学傾向があり授業時間に商店街を徘徊している中学3年生男子への対応について検討を依頼された場合など)を与え、グループで行う討論とそのまとめについて、評価シートに基づいて、多様な法的・倫理的課題の存在に気づけるかなどの観点から評価した。また研究倫理をテーマとした模擬倫理委員会を実施し、チェックシートに基づいて評価した。

##### ②現場で通じる臨床実践力を強化する

###### 学外連携施設における実習の強化

これまで臨床心理学コースでのみ医療機関等での実習を実施してきたが、対人援助専門職を目指す専攻大学院生全員を対象とした実習科目を開設し、臨床人間科学学外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとして増設・整備した。プログラム開始後、連携施設を8施設増やすとともに、領域も広げ、多様な学習活動に対

応できるようにした。うち7施設との連携が現在も継続中である。各施設では原則5日間（40時間）の短期集中型の実習を実施した。共通課題（面接・検査・集団援助場面への陪席，他職種へのコンサルテーションおよびカンファレンスへの参加）および個人課題（対象者の観察・面接・検査による理解，当該組織や地域における課題の理解）を設定し，毎日の実習日誌作成および施設担当者からの指導・フィードバックを受けることとした。また実習を担当する専攻教員の役割も明確にし，実習前，実習中（連携施設での最終カンファレンス出席），実習後の各指導ステージにおける教育的関わりを徹底した。

授業以外では，静岡県立静岡がんセンターでの集中研修をプログラム期間（21-23年）において毎年度実施した。静岡県のがん診療連携拠点病院に指定されている同センターは，がん患者や家族の不安や悩みなどに対応する「よろず相談」を行い，全国的なモデルにもなっている。ここでほぼ丸一日かけて，緩和医療専門医や，がん看護専門看護師，心理療法士，医療ソーシャルワーカー，チャイルド・ライフ・スペシャリストなど，さまざまな職種のスタッフから，がん医療と緩和医療におけるメディカルスタッフの活動について講義を受けた。修了後，病院に勤務することになる学生や，すでに臨床にいる社会人学生にとって，貴重な機会となった。

表2 学外実習連携施設

臨床人間科学学外実習Ⅰ・Ⅱ		
目的	矯正，医療，福祉施設等における対人援助サービスの実践とその対象者に接し，施設業務とその機能，利用者ニーズ，チームケアのあり方を学ぶ。また，現場における倫理的問題および社会との関わりと結びつきについて理解を深める。	
施設	矯正施設	駿府学園
	医療施設	浜松医科大学附属病院，国立病院機構天竜病院，医療法人社団翠会和光病院，静岡県立静岡がんセンター
	福祉施設	静岡県立吉原林間学園，社会福祉法人城山学園

臨床人間科学学外実習Ⅲ（多文化共生臨床実習）	
目的	多文化間対人援助の実践能力を身につける。
施設	多文化まちづくり工房

臨床心理学外実習Ⅰ・Ⅱ	
目的	精神科治療およびリハビリテーション施設において対象者の様々な疾患と障害についての理解と対応の基礎を学ぶ。また全人的医療が行われるチーム医療の現場を体験し，専門職の機能と役割を考える。
施設	NTT 東日本伊豆病院，財団法人復康会鷹岡病院，財団法人復康会沼津中央病院，JA 静岡厚生連遠州病院

#### 学外実習報告会（公開）による体験共有と地域機関とのさらなる連携

学外実習における体験を共有するため，大学院生・教員，連携施設担当者を構成メンバーとする全体報告会を実施した（平成22年3月27日，23年5月13日，24年5月24日予定）。実習を行った学生が施設の概要，実習内容，個別実習課題とその評価，次年度実習生へのメッセージなどを報告した後，学外実習施設の指導担当者，専攻の教員・学生から活発な質疑が行われた。チームの協働のなかで自身の専門性の発揮の仕方などについて討議が行われ，職業意識を深める上で有意義であった。学外の指導担当者から実習内容・方法についてのコメントをいただき，本事業継続への貴重な助言を

得るとともに、地域の対人援助の課題について緊密な連携を進めていくことを確認し、実習継続の基盤を構築できた。今後は、より実践的な形態での実習などで、基本的な実践力と現場の多様な事態に臨機に依る対応力を向上させるものにしていくことが期待される。



写真1 実習施設での指導の様子



写真2 学外実習報告会においてコメントする施設側指導担当者



写真3 学外実習報告会

### 学生の学外研修支援事業

実習授業のほかに、専門職などを対象としたさまざまな研修会等に学生が参加し、臨床実践力を高め各分野の現場状況について理解を深めることを奨励した。学外研修支援事業として、研修・授業外の学外実習 のべ51名、114件、学会・学術集会参加 のべ35名、56件、総計 のべ86名、170件で、参加費用を支援した。

### 学内施設における実習強化

静岡大学こころの相談室は、地域住民の心理的な問題への支援と教育研修を兼ねた施設である。本プログラム期間、これまで以上に、より実践力を備えた臨床家の育成を目指して、相談室での心理臨床教育活動を見直し、改善に取り組んできた。

平成22年9月から相談業務を有料化し、学生に、専門性の高い相談業務を提供するという実践感覚と責任感を持たせ、教育効果の向上をめざした。有料化後も、新規来談件数も例年並みの水準を維持し、相談室が行う心理相談と臨床心理教育に対して地域から一定の評価が得られていると評価できる。

外部からそれぞれ家族療法と、子どものプレイセラピーを専門とする2名の先生をスーパーバイザーとして招聘し、多様な実践的臨床技法の学習を強化した。22年度39回、23年度27回。スーパーバイザーによって家族療法を基本とした合同面接に実際に触れる機会をもうけ、実践的教育を導入したことにより、学生が合同面接を担当できるようになった。その結果、相談業務の有料化によって算出できるようになった合同面接回数が増加した(表3)。

表3 平成22-23年度の合同面接回数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	/	/	/	/	/	*	0	2	2	2	2	2
23年度	2	1	1	1	2	2	4	3	3	4	1	4

\* 相談業務の有料化開始

### 心理査定の実践力の強化

22年度より、連携施設に勤務する臨床心理士による検査を受ける「被検査者体験」を導入した。23年7月からは、2週間に1回、専任教員1名を中心とした心理査定研究会を相談室として始めた。講義のみでは足りない実践面を補完する目的で、参加している学生にとっては、結果の解釈のみに留まらず、心理検査の導入の仕方や被検者へのフィードバックの方法を含め、実践において被検者に役立つような心理検査の施行方法を学ぶ場となっている。

関連する科目

◆臨床心理査定演習(1年生対象 各45時間)

連携施設：医療法人社団梓桑の会文教町クリニック、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県

済生会静岡済生会総合病院，JA 静岡厚生連遠州病院，浜松市発達医療総合福祉センター

◆臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ（1年生対象 各45時間 通年90時間）

◆臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ（2年生対象 各45時間 通年90時間）

### ③多文化共生社会の実現に貢献できる力を養う

多文化共生社会における対人援助の課題を重要なテーマとして位置づけ、個々の教員の取り組みにすぎなかったものを専攻全体の取り組みとした。

**2つの総合講義**（臨床人間科学，対人援助の倫理と法）のなかで，ケアのグローバル化を見せるトランスカルチュラルな視点を身につける授業を専任教員が展開するとともに，これに関連するテーマで，外部講師を9回招聘した（21年度4回，22年度6回，23年度3回。テーマ：静岡県を中心とした多文化共生とその取り組み，多文化共生社会におけるケア人材，日本人の死生観 その西洋および近隣諸国とのちがい，多文化共生の地域づくりと市民活動の役割など）。

**臨床人間科学学外実習Ⅲ（多文化共生臨床実習）**を22，23年度に開講し，外国からの移民が多く暮らす，横浜市のいちょう団地を中心に支援活動に取り組んでいる「多文化まちづくり工房」で，多文化間の対人援助の実践能力を身につける実習を行った。

他の授業でも，意識的に多文化共生社会への視点を涵養するようにした。例として

- ◇ 共生社会学演習：欧米におけるグローバル化や移民をめぐる諸研究の理論・学説の検討と，日本の事例へのそれらの適用可能性について考察し，学生の国際学会での発表を支援する観点からも，授業を英語で行い，学生も英語で発表した。
- ◇ 臨床人間科学特別演習：ハワイ大学の教員を招き，日系ブラジル人のコミュニティ形成についての英語による講演を聞き，議論した。
- ◇ 臨床倫理学演習：多文化間ケアに関わる問題を現場で学ぶため，EPA（経済連携協定）に基づきインドネシアとフィリピンの看護師・介護福祉士候補者を受け入れている2施設（介護老人保健施設サンビューみしま，昭和病院）を訪問し，受け入れ担当者と候補者にインタビューし，制度上の課題とともに，宗教・文化・生活習慣上を含む多文化間の倫理問題などについて調査した。
- ◇ 生命環境倫理学，障害学特論，臨床社会心理学演習，産育と家族論，質的調査演習，質的調査分析演習，対人支援の社会学，家族と社会福祉論など多くの授業で，生命倫理，障害や疾患とのつきあい方，職業観，ジェンダー，セクシュアリティ，子育てや教育観などについて，比較文化論的，多文化共生的な視点を導入し，かかる視点を涵養してきた。多文化問題は単に「外国」に関わることだけではなく，広く，**多様性への寛容の課題**と連続している。本専攻ではこうした観点から，幅広い人間理解を基盤に，**多様性への理解力を身につける教育**をめざし，専攻の教育の特徴の一つになるところまで定着させてきた。
- ◇ 教育学部の協力を得て，ポルトガル語の特別授業に学生が参加し，語学力を強化した。静岡県は，ブラジル人が多く居住する地域であり，ポルトガル語に習熟することは，ブラジル人を対象としたケアの現場にかかわっていく際に，非常に重要な要素となる。
- ◇ 教員が静岡県などから受託した外国人住民に対する調査プロジェクトに学生も参画し，これを通して，このテーマを研究課題とする2名の学生が，それぞれ日系ブラジル人女性や，日本に居住する中国人移民がかかえる問題などをテーマに修士論文をまとめ，その準備過程で，国際学会でも発表した。
- ◇ EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士受入れをめぐる教育的課題をテーマに取り組んだ学生は，静岡県の先進的な受入れ支援「ふじのくに EPA ネットワーク」の取り組みを調査して修士論文にまとめ，「静岡モデル」として全国に広がる可能性を指摘した。その準備過程において，2つの全国学会でも発表した。この研究は全国的にも注目され，2012年2月20日のNHKラジオ「私も一言！夕方ニュース」で，「介護現場に外国人は定着するのか」というテーマでインタビューを受けた。

#### ④ 実証的研究能力の向上を図る

実践的問題解決能力を高めるためには、その前提として、現場における問題を科学的に把握する社会調査の技法に習熟することが必要であるが、入学者が学部段階で必ずしも社会調査の訓練を受けていないことが課題であった。そこで、量的調査、質的調査の両面において十分な能力を身につけるために、実習をともなう授業を専攻全体で展開することにした。各コースで行われていた調査系科目を21年度より専攻全体の基礎科目という位置づけに変更し、より多くの訓練を必要とする質的調査の分析に関する実習科目「質的分析演習」を新設した。その結果、質的、量的調査について、十分な訓練を行うことが可能になった。

表4 調査系科目のカリキュラム

	科目名	内容
量的調査科目	量的調査演習	質問紙調査について、調査の設計、質問紙の作成から分析、報告書執筆までの過程を実習形式で学ぶ
	計量分析演習	実際のデータを分析しながら多変量解析の技法を習得する。
質的調査科目	質的調査演習	ドキュメント分析、参与観察といった質的調査の方法を学び、実際に簡単な調査を体験する。
	質的分析演習	病院、児童養護施設など実際の現場におけるインタビューデータを用いて、グラウンデッドセオリーに準じた手法で分析を行う。当事者や現場の専門家をコメンテーターとして招いた公開の報告会において、分析結果を検討する（写真参照）。

こうした授業群の展開によって、入学以前にまったく調査関係の授業を受けていない院生も含め、一定程度の調査リテラシーを身につけることができるようになった。その結果、社会学、心理学系だけでなく、倫理学系の院生でも、自らの手で、何らかの質的、量的な調査を行い、その分析をもとに修士論文を執筆するようになった。このように、社会調査の技法の習得をベースに、実証的な問題解決能力を育成するという教育目標はある程度達成できると評価できる。

ただし、学生が将来関わる現場は多様で、問題関心もかなり異なるにもかかわらず、調査法を修得するための授業を実習形式で展開するためには、ある程度斉一的な方法をとらざるを得ないため、個々の学生のニーズに必ずしも応えきれない点が課題であり、個別の指導のなかで補う必要がある。



写真4 第2回公開授業報告会（平成21年9月30日）

#### ⑤ 複数指導体制の実質化

指導教員を、入学時に、学生の研究計画や希望に基づき、学生と教員間で話合って決め、専攻会議、研究科委員会で承認する。さらに、研究計画の内容に適合した副指導教員を選定するため、入学年度前期に行う修士論文構想発表会での報告内容をふまえ、学生と教員間で話し合っ、修士1年後期から副指導教員を配置する。これによって、多面的・包括的な研究指導や指導のあり方の相互チェック態勢が構築されたが、正・副指導教員間の連携や相互の役割分担などについては、充分明確になっていない点が課題として残っており、今後は、正・副指導教員間における定期的な情報共有の促進につとめながら更なる改善を行っていく。



## ⑥ 修論審査

修士学位論文の審査をより厳正に行うため、21年度から、審査基準（学位論文採点表参照）を明確にし、それに基づいて行うこととした。この基準はその後、研究科委員会でも承認され、研究科便覧を通じて学生にもあらかじめ周知されている。指導教員（主査）及び副指導教員（副査）に他分野からの教員1名以上を加え、3名以上で査読・口頭試問・評価を行い、その結果を専攻会議で確認し、研究科委員会で承認する。

論文提出後の最終試験（口頭試問）は、プログラム前は、論文執筆者（学生）と審査者3名だけで非公開で行っていたが、審査をより適正かつ公正に行うために、広く学内外に公開して実施することにした。公開審査会の開催を専攻ホームページや学内の電子掲示板に掲載し、広く参加を呼びかけた。次年度以降に修士論文の執筆を予定している学生もほとんど参加するため、教育効果も大きい。



写真 5 修士論文公開審査会の様子

また、詳細な修士論文要旨を発行し学内外に公表している。

審査基準の事前周知、審査態勢の整備、口頭試問の公開、要旨集の公開など一連の改善によって、学位論文の水準の確保と審査の透明性と客観性を保証する状況になったと評価できる。

## ⑦ 成績評価

教育目標の達成や成績評価の客観性を確保するため、専攻会議等で複数回に及ぶ議論を経て、6項目の評価観点（A 専門的知識、B 臨床的技法、C 実証的研究能力、D 倫理的課題、E 多様性への配慮、F 論理的思考と表現力）を掲げ、各種授業科目群ごとに、どの観点を重視して成績評価するかを明確にした。この作業を通じて、本プログラムの目標や重点項目との関わりから、各種授業において設定されるべき教育目標の更なる明確化が達成された。しかしながら、これによってどの程度当初の目的が達成されたかについての事後的な検証は、教員間における意見交換など経験的な段階にとどまっており、まだ不十分である。事後的な検証を行い、コースごとに評価基準を精緻化する必要がある。

臨床人間科学専攻 学位論文審査採点表				
学生氏名:		学籍番号:		
論文題目:				
評価	審査基準			
A・B・C・D	(1)論文テーマについて 論文テーマが、学術的意義および/あるいは実践的・社会的意義を踏まえた問題意識に基づき、設定されているか。			
A・B・C・D	(2)先行研究や関連研究に関する理解について 論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究が的確にサーベイされ、理解されているか。			
A・B・C・D	(3)研究方法について 設定したテーマの研究に相応しい研究方法がとられており、文献検討・調査・実験などの情報収集とそれらに基づいた分析および推論が適切になされ、具体的な考察がおこなわれているか。			
A・B・C・D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論述および論文構成が、適正かつ十分におこなわれているか。			
A・B・C・D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について テーマ・問題設定、調査対象と研究方法、ないし結論などにおいて、何らかの独自の学術的意義および/あるいは実践的・社会的意義が見出されるか。			
【A:優れている/B:良好である/C:一定の水準に達している/D:水準に達していない】				
A評価数	B評価数	C評価数	D評価数	
※論文は、5項目全てがC評価以上であり、そのうち少なくとも3項目においてB評価以上であることをもって合格とする。				
【学位論文審査委員】				
主査				印
副査				印
副査				印
副査				印

## 2. 教育プログラムの成果について

### (1) 教育プログラムの実施により期待された成果が得られたか

経済状況や震災の影響など厳しい条件のなかで、専攻全体では、定員の5倍程度の志願者数を確保し、定員もほぼ充足してきた。しかし、ヒューマン・ケア学コースのプログラム期間中の入学者は毎年度2～4名程度、共生社会学コースでは1～2名程度であり、志願者数の増加をめざす努力が必要となっている。就職状況はコースごとに事情が異なる。

**臨床心理学コース**：本プログラム期間中の21、22年度に臨床心理学コースを修了した学生の進路は、就職・進学を合わせて100%と良好である。17名が対人援助のさまざまな職種に就き、全国で活動している。プログラム期間中の修了生は、博士後期課程に進学した1名を除き、臨床心理士資格試

験に全員合格した。

主な就職先は、医療と福祉領域がそれぞれ7名となっている（単科の精神科病院，総合病院内の精神科，精神科クリニックに心理職として，福祉関係の公的機関や社会福祉法人の心理職，区役所や社会福祉協議会に一般職として採用された者など）。両職とも職務内容は地域住民の福祉支援である。教育領域は3名で，大学の学生相談や中学校のスクールカウンセラーである。修士課程2年間という短い期間であるが，心理臨床のさまざまな技能と対人援助職としての倫理観を身につけた高度専門職業人として，地域社会での活躍が期待される。（\*23年度修了生の臨床心理士資格試験は24年10月に実施される）

**ヒューマン・ケア学コース**：プログラム期間中に在籍した学生は一人をのぞいて全員，有職の社会人学生であった。看護師，管理栄養士，言語聴覚士，音楽療法士，介護福祉施設長，大学教員，介護教員など多様な対人援助職として勤務しながら，2年間ないしは3，4年間（長期履修制度を利用）本専攻で研究し，修了後も同じ職場で勤務することが多い。修了後，非常勤から常勤職となったり管理職となり，一層指導的な立場で専門職の指導にあたるケースも多い。社会人以外の学生（24年3月修了）は，静岡市に採用され福祉関連部門への配属を希望している。また，EPAに基づく外国人介護職受け入れに関わる関連団体の連携強化を目的とした「ふじのくに EPA ネットワーク」の中心的役割を担う修了生を排出している。

**共生社会学コース**：専攻全体で展開された調査関係の4科目だけでなく，各教員の「臨床社会学研究法」でも院生の問題関心に即して，個別に種々の調査法について指導を行った結果，修了生全員が，調査データを用いた実証的な修士論文を作成した。そのうちの3名は，英語で論文を完成させた。2名の院生が国際学会（International Visual Sociology Association, および International conference on Japanese studies.）で発表した。本コースの院生は毎年1～2名と数は少ないが，1名がドイツのオルテンブルグ大学の博士課程に，1名が早稲田大学大学院博士課程に進学した。ブラジルのテレビ局の日本支社，薬局チェーンの調査研究部門に就職した院生各1名を輩出している。

本専攻は研究者養成を主目標にしておらず，有職者も多いなかで，学会発表が，国際学会も含めて毎年6～16件，論文発表が5～8本と，一定程度の成果があった。

### 3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

#### (1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され，改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

対人援助専門職に必要な倫理的・法的対応力については，総合講義を中心に，現場に直結する現状認識と幅広い人間理解の上に，具体的な事例での倫理的・法的観点からの熟慮判断をトレーニングする形が定着してきた。今後は学内の予算的措置を講じて，現場の専門家の招聘講義を一定数開講できるようにし，法学系教員の支援も受けて，教育の実質化を継続的に進めていかなければならない。

その教育効果の検証では，検討を重ねた上で，23年度に初めて模擬検討会や模擬倫理委員会のロールプレーを評価シートに基づいて評価する方式を導入した。この評価法はなお試行段階であり，これを練り上げ，教育成果をよりの確に評価できる方式に彫琢していかなければならない。

倫理的な熟慮判断は一朝一夕に身につくものではなく，継続的な研修が欠かせない。今後は修了生とのつながりをいっそう密にして，対人援助職の生涯研修の機会を増やし，この面での社会的貢献が求められる。

学内外の実習を重視して**臨床実践力**を身につける教育では，プログラム期間中に新しい実習先を開拓し，施設の協力を得て，充実した実習を展開できた。実習報告会を開催して，施設側からもコメントを頂くなど丁寧な対応を行ってきた。こうした努力によって協力関係を維持しつつ，事前・事後の学習をいっそう充実させて，実習の成果を高めていく必要がある。

**調査能力**を身につける教育では，調査関連科目を充実させ，かつ，定着させることができた。学生たちにもこうした能力の必要性が認識されて，ほとんどの修士論文が，独自の調査に基づく

研究のスタイルとなった。学生が関わる多様な現場と問題関心に応じた指導は通常授業だけでは不十分であるため、個別の指導のなかで補う必要がある。こうした取り組みのなかで、今後は、社会調査の分野等で活躍できる人材をより多く社会に送り出していくことが期待される。

**多文化共生**の課題は本専攻にとって新たな挑戦であったが、新しい実習科目の設置や総合講義や他の個別授業での意識的な取り組みによって、学生たちに対人援助における文化問題への感覚がある程度身についたと言える。医療や福祉の分野でこのテーマに自覚的に取り組んでいる施設はまだ限られているため、そうした実習施設を確保することが困難であった。「対人援助の開国」はこの分野でも、今後ますます重要性を増すと思われ、実習先の開拓が求められる。

これらの改善をさらに進め、人文社会科学部が 24 年度に行う外部評価の際に、本プログラムとその後の継続発展について外部委員からの評価を頂く。

#### 4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

##### ◇ ホームページからの情報発信等

- 本プログラム開始とともに、専攻のホームページに本プログラムの専用ページを開設し、事業及び研究教育の成果について常時情報発信する体制を構築した。22 年には専攻全体のホームページをリニューアルすることで、より分かりやすい情報発信に努めてきた。  
<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/gp.html>
- また 22 年 3 月に 21 年度活動報告書 161 頁を作成し、24 年 3 月には 3 年間のプログラムを総括する報告書を作成し、関係諸機関に配布し、デジタルブック化してホームページにアップした。  
<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/digitalbook/index.html>

##### ◇ 公開講座

- 本プログラム期間、毎年度開催し、改革によって充実させてきた教育プログラムの成果を地域社会に紹介してきた。学外講師を招聘した授業を公開し、地域の対人援助職との連携を深める機会とした。画期的な QOL 測定法を学ぶ実習を公開講演会と連続させて市中で開催し、地域の対人援助職とともに学ぶ試みも行った（公開講演会と実習「医療界に蔓延する、QOL と緩和ケアの誤解を解く」22 年 3 月 20 日静岡市産学交流センター）。

##### ◇ こころの相談室でも公開講座および事例検討会

- 計 5 回開催し、地域の心理臨床家との交流を深めた。

##### ◇ 日本生命倫理学会第 23 回大会シンポジウム「対人援助職の倫理的・法的対応力の養成」（23 年 11 月、早稲田大学）

- 薬剤師、理学療法士、介護福祉士の養成機関で倫理的・法的対応力の向上に取り組むシンポジスト 3 名とともに、活動経験のなかから課題を明確にし、同様の関心をもつ学会員と交流を深め、こうした取り組みを学会レベルで評価して頂いた。

##### ◇ 静岡県臨床心理士会倫理委員会主催倫理に関する研修会（23 年 11 月、静岡県総合福祉会館）

- 本プログラム代表、実施担当者、実施協力者、本専攻修了生（臨床心理士）計 6 名が講師とシンポジストを務め、本専攻における「倫理と法」教育の実践を紹介するとともに、臨床現場における本教育プログラムの有効性を検証するシンポジウムを行った。

##### ◇ 日本臨床心理士会定例職能研修会Ⅳ（24 年 2 月、神戸国際会議場）

- プログラム代表が講演し、具体的なケースに基づく熟慮判断に習熟することが倫理教育の目標になることを解説し、本教育改革プログラムの有効性を紹介した。

##### ◇ 薬剤師を対象とした倫理講習会（22 年 8 月東京、12 月京都）

- プログラム初年度に公刊した『薬剤師のモラルディレンマ』をテキストにして、全国の薬剤師と、薬剤師の倫理教育に携わる薬系教員を主な対象にして、東京および京都で倫理講習会

を開催した。京都では、(社)京都府薬剤師会のご協力を頂いた。参加者は東京会場 33 名、京都会場 45 名。

#### ☆ 『ケースブック 介護と在宅医療の倫理と法』の編集から公刊へ

- 対人援助の倫理的、法的な問題への取り組みが手薄な領域として、膨大な被援助対象者と専門職をよようする介護ならびに在宅医療の領域がある。本プログラムにおける倫理的・法的対応力の向上をめざす活動の成果を全国民に送り届けるために、『ケースブック 介護と在宅医療の倫理と法』の編集に取り組んできた。22 年 11 月に「介護と在宅医療の倫理的・法的問題検討会」を開催し、この分野で活躍する地域の専門職 18 名を招いて、現場の実情についてヒアリングし、それをふまえて事例ストーリーを作成し、教員、大学院生で執筆分担し、検討を重ねた。現在、編集の最終段階であり、本年中に公刊予定である。

本専攻の学生・教員・修了生と地域の対人援助職との研究交流と活動連携の場として、貴重な役割を果たしてきたケアの人間学合同研究会および静岡コミュニティケア研究会、緩和ケアに携わる心理臨床家のための事例検討会なども、本プログラムの取り組みを社会に広める機会となるとともに修了生が本課程での学びを生涯研修として継続的に深める機会となっている。

### 5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

#### (1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

本プログラムでは、倫理的・法的対応力を涵養する教育を実質化し、変貌をとげつつある地域社会のなかで対人援助を適切に導いていける指導的な専門職を養成する課題に取り組んできた。「組織的な大学院教育改革推進プログラム」のなかで**専門職の倫理**を主題にして取り組んだ、全国で唯一の試みであり、大学院教育の未開拓分野へのチャレンジであった。プログラム前の『ケースブック 心理臨床の倫理と法』に続き、『薬剤師のモラルディレンマ』を 21 年度に公刊し、まもなく『ケースブック 介護と在宅医療の倫理と法』が公刊の予定であり、倫理教育の教科書と教育プログラムが手薄な領域に一つのモデルを示すことができ、全国的な波及効果を認めることができる。

超高齢化とストレスの強い社会のなかで多様な対人援助職の活躍がますます求められるなかで、本プログラムは、地域の多様な対人援助職との連携を広げ、ネットワークを形成しながら展開してきた。静岡大学こころの相談室は、本学において、地域住民の心理的な問題への支援を目的とした地域貢献の重要な場と位置づけられており、本学が地域社会で果たす役割において、本プログラムの取り組みは本学の他の研究科の教育の改善の参照モデルとなりうる。24 年 6 月 30 日開催予定の人文社会科学部学部長記念シンポジウム「教育の質転換と大学改革」においても、本専攻の取り組みを紹介する機会が与えられている。

本プログラムでは、在住外国人がとくに多い静岡県の特徴をふまえ、グローバル化する対人援助の諸課題にも取り組んできた。人口動態の巨大な圧力が押し寄せてくるなか、外国人に対するケア、外国人によるケア、その両方の機会は確実に増大する。本プログラムは、時代の一步先を見すえ、対人援助分野で国際性と多文化共生の視点をもった高度な職業人の養成に取り組んできた。その先駆的意義は今後いっそう明らかになっていくと思われる。

#### (2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

24 年度以降、学長裁量経費および人文社会科学部長裁量経費によって本プログラムの継続発展の支援がすでに決定し、活動を開始している。こころの相談室における実習のスーパーバイザーの招聘や総合講義等への各種専門職の招聘、学外実習授業の際の履修学生への支援、学生の学会発表の支援等に重点的に用い、プログラムの成果をさらに発展させて行くことになっている。

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

【総合評価】
<input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的はあまり達成されていない
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>「グローバル化する地域社会の対人ケア分野で改善策を説得的に提案できる指導的専門職を養成する」という教育プログラムの目的に沿って、倫理的・法的対応力の向上、現場を通じる臨床実践力強化、多文化共生社会の実現に貢献できる力の養成などの計画がほぼ実施され、取組を実施する前の課題であった保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などのヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り、実践的に活動する高度専門職業人の育成が改善されるなど、大学院教育の質の向上にほぼ貢献している。</p> <p>特に倫理的・法的対応力の教育効果検証法を確立しており、また、学外実習連携施設を増やすことにより臨床実践力の強化を図るなど、成果が得られている。</p> <p>教育プログラムについて実施状況や成果が詳細に検証されており、支援期間終了後の実施計画については、継続的研修を企画し、外部評価に取り組むなど十分検討されている。</p> <p>情報提供については、ホームページの内容等が充実しており、教育プログラムの成果が判りやすく公表されている。また、テキストの公刊や公開講座、研修会や学会発表など、多様な手法により、広く社会へ公表されている。</p> <p>専門職の倫理・法的対応力の強化についてはほぼ実績があり、ある程度の波及効果が期待される。</p> <p>大学による支援期間終了後の自主的・恒常的な展開については、学長及び学部長裁量経費が決定されているなど、ある程度の措置が示されている。</p> <p>また、教育研究費はほぼ効率的・効果的に使用されている。</p> <p>なお、静岡県の抱える課題への焦点化やキャリアパスの具体化については一層の進展が望まれる。</p>
<p>（優れた点）</p> <p>倫理的・法的対応力を大学院教育に取り入れたことは高く評価される。</p> <p>（改善を要する点）</p> <p>地域性に即した多文化共生の理解力向上などのプログラムについては、フィールドの設定やコミュニケーション能力を高める補助教育や倫理的・法的対応力などに一層の工夫と努力が必要である。</p>